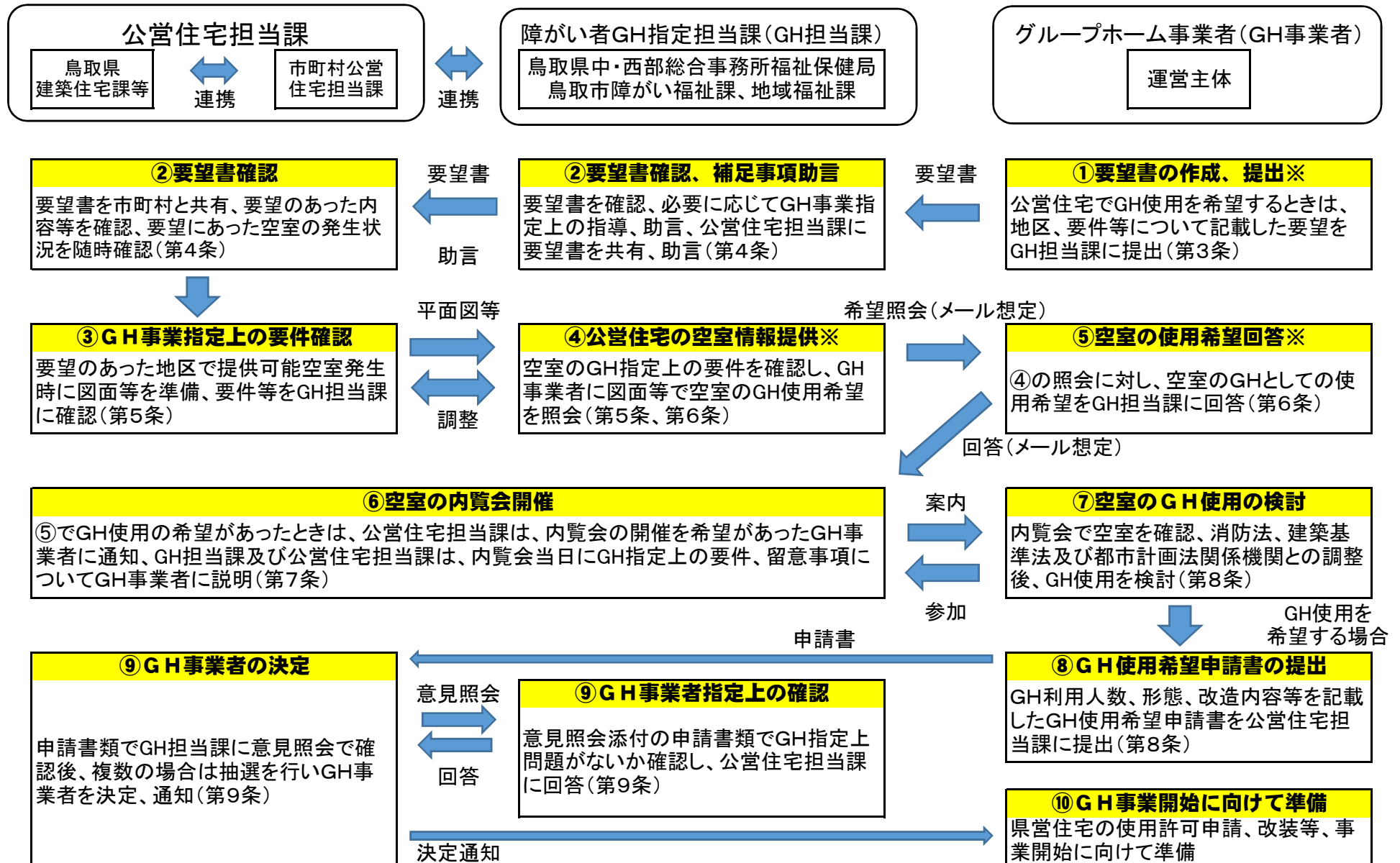


## 公営住宅を活用した障がい者グループホーム事業の使用手続き



※東部4町は、①の要望書及び⑤の空室のGH使用希望を東部建築住宅事務所に回答、④の希望照会を東部建築住宅事務所が実施

※市町村公営住宅担当課においては、GH事業者からの要望及びその後の動きについて当該市町村障がい者支援担当課と情報共有を行う。